

横須賀市報

第1809号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目次

- 規 則**
- ◇市営住宅条例施行規則中一部改正…………… 14717
- 告 示**
- ◇個人の市民税に係る寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定について中一部改正…………… //
 - ◇指定小児慢性特定疾病医療機関の所在地の変更について…………… //
 - ◇道路区域変更について…………… //
 - ◇道路の供用開始について…………… 14718
- 公 告**
- ◇開発行為の工事完了について…………… //
 - ◇市民税・県民税の納税通知書の公示送達…………… //
 - ◇都市計画決定等に係る手続きに関する条例に基づく公聴会の開催について…………… //
 - ◇市民税・県民税ほか2件の督促状の公示送達…………… //
 - ◇建築基準法に基づく指定道路の一部の廃止について…………… //
- 上下水道局告示**
- ◇指定下水道工事店の指定について…………… 14719
 - ◇指定下水道工事店の代表者の変更について…………… //
- 教育委員会告示**
- ◇教育委員会定例会の招集について…………… //
- 農業委員会告示**
- ◇農業委員会総会の招集について…………… //
- 正 誤**

規 則

横須賀市規則第4号

市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年2月10日

横須賀市長 上地 克明

市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

市営住宅条例施行規則（平成10年横須賀市規則第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1本公郷改良アパートの項の次に次のように加える。

本公郷ハイム	横須賀市公郷町2丁目22番地
--------	----------------

附 則

この規則は、令和3年2月20日から施行する。

告 示

横須賀市告示第19号

平成21年横須賀市告示第127号（個人の市民税に係る寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定について）の一部を次のように改正します。

令和3年2月10日

横須賀市長 上地 克明

条例第12条の3第1号イに掲げる寄附金の部の表特定非営利活動法人アンガージュマン・よこすか（横須賀市上町二丁目4番地）の項中「平成32年8月27日」を「令和7年8月27日」に改める。

横須賀市告示第20号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の14の規定により、指定小児慢性特定疾病医療機関である訪問看護リハビリステーション サニーアワーズから所在地を変更した旨の届出がありました。

令和3年2月10日

横須賀市長 上地 克明

変更年月日	名 称	所 在 地	
		新	旧
令和元年7月1日	訪問看護リハビリステーション サニーアワーズ	横須賀市大津町4丁目7番31号 早坂ビル1階	横須賀市根岸町2丁目31番13号 ナヴァール北久里浜4001号

横須賀市告示第21号

道路区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更します。

その関係図面は、横須賀市土木部道路管理課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和3年2月10日

横須賀市長 上地 克明

路線名	旧新別	区 間	敷地の幅員	延 長
741	旧	坂本町2丁目39番の3地先から 坂本町2丁目40番の9地先まで	メートル 2.9～4.0	メートル 39.9
	新	坂本町2丁目39番の3地先から 坂本町2丁目39番の34地先まで	3.8～8.6	147.3
2,876	旧	野比1丁目680番の4地先から 野比1丁目684番の4地先まで	2.7～2.8	27.9
	新	野比1丁目680番の4地先から 野比1丁目684番の5地先まで	2.8～9.4	23.7
2,877	旧	野比1丁目675番の3地先から 野比1丁目670番の20地先まで	2.7～4.6	19.9
	新	野比1丁目686番の5地先から 野比1丁目670番の20地先まで	4.0～8.8	96.6

横須賀市告示第22号

道路の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、令和3年2月10日から次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、横須賀市土木部道路管理課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和3年2月10日

横須賀市長 上 地 克 明

路線名	起 終 点
2,876	野比1丁目680番の4地先から 野比1丁目684番の5地先まで

2,877	野比1丁目686番の5地先から 野比1丁目670番の20地先まで
-------	-------------------------------------

公 告

横須賀市公告第18号 (令和3年1月26日 掲 示 済)

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和3年1月26日

横須賀市長 上 地 克 明

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	工事完了検査済証交付年月日及び交付番号	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
平成20年5月9日 20開第1号	令和3年1月15日 令2第22号	横須賀市安浦町2丁目20番4ほか1筆	横浜市南区新川町五丁目28番地 株式会社小俣組 代表取締役 小 俣 務
令和2年11月18日 令2開第14号	令和3年1月18日 令2第23号	横須賀市長井1丁目382番3ほか1筆	横須賀市長井1丁目3番7号 原 田 忠 雄 原 田 靖 忠

横須賀市公告第19号 (令和3年1月29日 掲 示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年1月29日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	備 考
令和2年度	市 民 税 県 民 税	定期賦課分及び定期賦課過年度分

(別紙略)

横須賀市公告第20号 (令和3年1月29日 掲 示 済)

都市計画決定等に係る手続きに関する条例（平成17年横須賀市条例第48号）第9条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

令和3年1月29日

横須賀市長 上 地 克 明

- 作成しようとする都市計画の案の種類及び名称
 - 種類 横須賀都市計画ごみ焼却場
 - 名称 公郷ごみ焼却場、浦賀ごみ焼却場及び南部ごみ焼却場
- 都市計画の変更を行おうとする土地の区域
公郷町1丁目、浦賀2丁目及び神明町地内
- 都市計画1次案の概要
横須賀ごみ処理施設の整備が完了し本格稼働したことで、横須賀市のごみ焼却機能は確保できるため、焼却を終了している公郷ごみ焼却場、浦賀ごみ焼却場及び南部ごみ焼却場の都市計画を廃止するものです。
- 都市計画1次案の閲覧期間及び場所
 - 期間 令和3年2月12日（金）から同月26日（金）まで
 - 時間 午前8時30分から午後5時15分まで
 - 場所 横須賀市都市部都市計画課
- 公聴会開催の日時及び場所
 - 日時 令和3年3月26日（金）午後7時

- 場所 横須賀市日の出町1丁目5番地
横須賀市立勤労福祉会館
- 公述人の申出に係る書面の提出期限及び提出先
 - 提出期限 令和3年2月26日（金）
 - 提出先 横須賀市都市部都市計画課
- 公聴会開催の中止
公述人の申出に係る書面の提出がないときは、公聴会の開催を中止します。

横須賀市公告第21号 (令和3年2月2日 掲 示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年2月2日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	期 別	発付年月日	
令和元年度	市 民 税 県 民 税 (普通徴収)	第3期分	令和2年12月15日	
		第4期分	令和2年12月15日	
令和2年度	市 民 税 県 民 税 (普通徴収)	11月随時	令和2年12月17日	
		固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	第1期分	令和2年7月15日
			第2期分	令和2年12月9日
		10月随時	令和3年1月15日	

(別紙略)

横須賀市公告第22号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による指定道路の一部を次のとおり廃止しました。

その関係図面は、横須賀市都市部建築指導課において縦覧に供します。

令和3年2月10日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	道路廃止地名地番	地 目	幅 員	延 長	申請者の住所及び氏名
令和2年12月22日	横須賀市田浦町4丁目36番7 38番4 5 41番1 2 42番 1 2 3 43番1 2 44番 1 7 47番2 48番1 2 50番1 2 3の各一部	畑 宅地 鉄道用地 山林 公衆用道路 雑種地	メートル 4.00	メートル 337.13	福岡県北九州市小倉北区古船場町 5番33号 株式会社ブイハウス 代表取締役 田 中 雅 顕
同	横須賀市田浦町4丁目51番6 58番1 2 59番1 6 7 60番1 4 5 11 14 63番 5の各一部	宅地 山林 雑種地	4.00	106.50	福岡県北九州市小倉北区古船場町 5番33号 株式会社ブイハウス 代表取締役 田 中 雅 顕

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第4号

横須賀市下水道条例（昭和41年横須賀市条例第29号）第6条及び指定下水道工事店条例（平成12年横須賀市条例第45号）第

2条の規定に基づき、令和7年3月31日まで次に掲げる工事店を本市指定下水道工事店として指定しました。

令和3年2月10日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	工 事 店 名	代 表 者 名	所 在 地	指 定 年 月 日
須 399	サンメンテナンス株式会社	山 本 和 紀	藤沢市辻堂太平台一丁目12番13号	令和3年1月14日

横須賀市上下水道局告示第5号

平成29年横須賀市上下水道局告示第9号により指定した指定下水道工事店有限会社鈴哲建設は、次のとおり代表者を変更しました。

令和3年2月10日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	工 事 店 名	代 表 者 名		所 在 地
		新	旧	
須 143	有 限 会 社 鈴 哲 建 設	鈴 木 徹	鈴 木 哲 男	横須賀市根岸町五丁目9番11号

教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第2号 (令和3年1月18日 掲 示 済)

横須賀市教育委員会定例会を次のとおり招集します。
令和3年1月18日

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡

- 日時 令和3年1月21日午前10時30分
- 会議開催の場所 横須賀市役所正庁
- 会議に付議すべき事項
 - 横須賀市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則制定について

農業委員会告示

横須賀市農業委員会告示第2号 (令和3年2月1日 掲 示 済)

令和3年第2回横須賀市農業委員会総会を次のとおり招集します。
令和3年2月1日

横須賀市農業委員会
会長 田 丸 定 雄

- 日時 令和3年2月10日午後3時
- 会議開催の場所 農業委員会室
- 会議に付議すべき事項

- 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
- 農地法第3条の規定による許可申請について
- 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る進達について
- 農地利用最適化推進委員の委嘱について
- 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
- 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

正 誤

令和3年1月25日付け横須賀市報第1808号14710ページ横須賀市告示第10号中「リハビリテーション颯横須賀」は「リハビリテーション颯 横須賀」の、同号14714ページ横須賀市上下水道局告示第3号中「1 事業計画の名称 横須賀市公共下水道事業計画 2 変更内容」は「1 変更内容」の、「3 縦覧期間」は「2 縦覧期間」の、「4 縦覧場所」は「3 縦覧場所」のいずれも誤り